

株式会社ニューススタイルロード 利益相反管理方針

第1条（目的）

当社は、保険代理店業務（およびその他の付帯・兼業業務）を行うにあたり、法令および当社方針を遵守し、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、公正かつ誠実な業務運営を行います。

第2条（利益相反管理の対象となる取引と特定方法）

当社は、以下に定める取引を利益相反管理の対象取引として管理し、お客さまとの取引が利益相反管理の対象取引に該当するか否かにつき、お客さまから頂いた情報に基づき、適切な特定を行います。

1. 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

- （1）自動車修理代等の保険会社への請求
- （2）自動車事故時の代車（レンタカー含む）・レッカー費用等の保険会社への請求
- （3）自動車修理業者やレンタカー会社等を斡旋し、紹介料を受領する行為（一部の修理を外注する事を含む）

第3条 利益相反取引等の類型

- （1）顧客と代理店間の利益相反
 - 代理店や募集人自身、または個人的な関係者の利益を優先して保険契約の募集を行うこと。
 - 代理店手数料が高い特定の保険商品を優先的に推奨すること。
- （2）兼業事業に関連する利益相反

- 自動車修理業の兼業において、顧客に対する優位な立場を利用し、不当な保険の推奨を行ったり、修理費用の過大請求や架空請求に関わること。
- 自社事業の契約に有利になるよう保険商品を推奨すること。

(3) 顧客相互間の利益相反

- 同一の事故などで複数の顧客間に利害対立がある場合に、一方の顧客の利益を優先して対応すること。

(4) 特定保険会社等に関連する利益相反

- 保険会社からの便宜供与や不当なインセンティブに応じて、顧客にとって最適とは言えない特定の保険商品を優先的に推奨・販売すること。

(5) お客さま情報の不当利用

- 保険業務を通じて得た非公開の顧客情報を、兼業事業（レッカー、レンタカー、修理など）の営業活動や不適切な目的に利用すること。
- お客様から得た情報を、第三者の利益のために不当に利用すること。

第4条 利益相反の管理方法

当社は対象取引に該当すると判断した場合、以下のいずれか、または複数の措置を講じてお客様の利益を保護します。

- (1) 取引条件または推奨方針の変更（よりお客様のニーズに適した別商品の選定・推奨等）
- (2) 取引の中止
- (3) 顧客への適切な開示（利益相反のおそれがある旨をお客様に適切に説明し、同意を得る等）
- (4) 情報の分離（社内での情報遮断等の措置）

第5条 利益相反管理の体制

当社は利益相反管理を統括するため、利益相反管理責任者（または統括部署）を設置します。

利益相反に関する情報の集約および管理を適切に行い、管理対象取引の特定および管理を一元的に行います。また、利益相反管理態勢の適切性および有効性について、定期的に検証します。

第6条 役職員への教育・研修

当社は利益相反管理について、定められた法令および行内規則等を遵守するため、役職員等を対象に継続的に教育・研修等を行うとともに、お客様の利益保護を徹底します。

第7条 改定

当社は、法令の改正や事業内容の変更等に合わせて、本方針を適宜見直し、改定いたします。

本方針は、令和8年4月1日より実施する。